

令和8年3月吉日

関係機関 各位

香川県庁消費生活協同組合

県庁生協への振込に係る手数料について

日頃から、生協事業について格別のご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、県庁生協のご利用代金などの振込を行う際、百十四銀行の本支店窓口において、県庁生協の専用納付書を使用する場合は、振込手数料が無料となっております。

この度、同行からの申し入れにより、令和8年3月31日をもって、振込手数料無料の取扱いが終了することとなりました。

つきましては、令和8年4月1日から、貴職が県庁生協へご利用代金などを振り込む際は、振込手数料をご負担くださいますようお願いいたします。

これに伴い、現在発行している県庁生協の専用納付書は廃止いたします。振込先については生協にお問合せください。口座をお知らせしますので、お近くの金融機関の窓口やATM、インターネットバンキングなどご都合のよい方法でお振込みください。

貴職のご負担が生じますことをお詫び申し上げますとともに、何卒御理解とご了承をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、県庁生協総務課まで御連絡ください。

担当・問合せ先
香川県庁消費生活協同組合
総務部総務課
〒760-0017 高松市番町四丁目 1-10
TEL：087-832-3822
FAX：087-837-9490